

写

環政一 615
平成12年11月2日

都市計画決定権者

秋田県知事 寺田典城様

秋田県知事 寺田典城



都市計画道路象潟高速線（仮称）及び仁賀保南高速線（仮称）に係る
環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に変更すべき事情が生じた場合には、環境の保全に配慮するため、必要に応じ選定された項目及び手法の見直しを行うなど適切に対応するものとすること。
- (2) 計画路線の具体的なルート・構造の設定及び環境保全の措置については、今後の調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うことなどにより、環境への影響をできる限り回避・低減するなどの検討を行うものとすること。

2 個別的事項

- (1) 大気、騒音等の調査・予測・評価地点については、計画路線周辺に学校、福祉施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居が存在することなどを十分に考慮して選定を行うとともに、インターチェンジ等の特殊部についても、必要に応じ予測及び評価地点に選定すること。
- (2) 工事に伴う濁水、コンクリート打設工事に起因するアルカリ排水、薬注工事及び道路供用後における降雨時の路面排水による河川等公共用水域への影響についても、必要に応じ調査、予測及び評価を行うものとすること。

- (3) 計画路線周辺では、湧水や地下水を水道水源等として利用している地域があることから、切土工事や地中構造物の存在による湧水群、地下水及び地盤への影響についても、必要に応じ調査、予測及び評価を行うものとすること。
- (4) 建設発生土等については、搬出量、搬入量、再生利用量、処分量及び搬出入方法等についても予測、評価を行うものとすること。
- (5) 現地調査で確認されているオオタカ等の希少な猛禽類については、その繁殖状況に関する調査を重点的に行うとともに、その生息・繁殖状況を踏まえ、予測、評価を行うものとすること。
- (6) 工事も含めた事業に伴う濁水、湧水の変化、騒音・振動、排ガス、粉じん、凍結防止剤等が希少な野生生物や河川・湖沼生態系に及ぼす影響についても予測、評価を行うものとすること。
- (7) 地域を特徴づける生態系については、生態系に係る地形・地質などの基盤環境についても調査し、基盤環境と生物相との関係性を十分把握した上で、予測、評価を行うものとすること。
- (8) 人と自然との触れ合い活動の場については、住民等の日常的かつ自然発生的な触れ合い活動に利用されている場所についても引き続き調査し、そのような場が存在した場合には、必要に応じ予測、評価を行うものとすること。